

平成24年度第1回作業報酬審議会 摘要録

日 時 平成24年7月4日（水）午後2時00分～

場 所 第3庁舎15階第1会議室

出席者 審議会委員 5名
事務局 財政局（9名）
参考人 上下水道局（2名）
行財政改革室（2名）
傍聴者 3名

議 題 1 報告：平成23年度特定工事請負契約について
2 報告：平成23年度特定業務委託契約について
(1) 業務委託契約
(2) 指定管理

開会

（事務局） 平成24年度第1回川崎市作業報酬審議会を開催する。
本日の議題であるが、昨年4月に施行されたいわゆる公契約条例について、その実施状況の報告を中心に行う。

1 報告：平成23年度特定工事請負契約について

（事務局） 平成23年度の特定工事請負契約は全部で15件となっている。
台帳の提出については、全ての工事が複数年度にまたがる工事であり、台帳の提出が全て完了している工事はない。ほとんどの工事については、4月末までに支払った賃金の台帳が提出されている。
提出された台帳により、賃金の支払い状況を確認したところ、作業報酬下限額を下回る賃金の支払い等は確認されていない。また、賃金の支払い等についての労働者からの申出もない。

（意見） 落札率が他の工事に比べ極端に低い案件があるが、問題なく施工されているのか。

（回答） 当該工事については、入札公告の段階で公契約対象であることをお知らせし、落札者との契約締結の段階でも公契約に関する説明をしており、提出された台帳からも作業報酬下限額を下回る賃金の支払いは確認されていないことから、

労務費を削減して入札価格を低くしてはいないものである。

(意見) 契約金額が極端に低いと工事の品質の低下にも繋がりがねない。

(回答) 当該工事の開札後、落札者候補者に対し低入札価格調査を行っている。その際のヒアリングで施工可能な金額であるとの回答を得ている。また、工事の種類によっては、入札金額が低くても施工可能なものもある。

(意見) 工事が施工できる客観的な根拠は何か。

(回答) ヒアリングの中での施工可能となる理由について、受注業者の経営力や資材等の調達を安くできること等が示されたので、本市としても施工可能であると判断したものである。

また、低価格で入札されている案件については、入札に参加した業者のうち、1社だけが行っているものではなく、入札に参加した業者すべてが低価格で入札している場合が多いので、全体として入札価格は低くなる傾向にある。

(意見) 当該工事の入札の状況を知りたい。

(回答) 1件は、入札参加業者6社で、一番高い入札価格は、予定価格の45.68%であった。

別の1件は、入札参加者5社で、一番高い入札価格は予定価格の62.89%であった。

(意見) 公契約の対象工事現場において独自に実施状況等を調査したので報告したい。

現場で確認した状況をみると現場の責任者自身が公契約に関する認知度・理解度に差があるようである。現場で実際に働いている労働者も同様の状況にある。条例の内容については、市側から周知・徹底を図る対策を講じるべきであると感じた。

周知・徹底を図る対策として提案したいのは、ポスターやチラシを作成し、現場にポスターを貼り付けたり、労働者にチラシを配布することや、現場責任者と懇談の場を設けるなどをすることで事業者と労働者双方に周知・徹底を図ることが出来ると思う。

2 報告：平成23年度特定業務委託契約について

(事務局) 平成23年度特定業務委託契約は全部で34件である。平成23年度は、条例施行の初年度ということで、4月1日以降に入札公告又は指名通知を行った案件を対象としており、34件と少ないが、本来であれば、年間約150件程度が対象となる見込みである。

34件の内訳は、施設維持管理21件、屋外清掃10件、データ入力2件、警備1件となっており、建物清掃は該当する契約がなかった。

台帳の提出については、年度内に履行が完了している29件の契約については、全ての台帳が提出されているが、複数年度にまたがる5件の契約については、4月末までに支払った賃金の台帳が提出されている。

提出された台帳により、賃金の支払い状況を確認したところ、作業報酬下限額を下回る賃金の支払い等は確認されていない。また、賃金の支払い等についての労働者からの申出もない。

次に、平成23年度の指定管理について説明したい。

平成23年度の指定管理施設は全部で201施設となっている。全ての指定管理者から提出されました台帳により、賃金の支払い状況を確認したところ、作業報酬下限額を下回る賃金の支払い等は確認されていない。また、賃金の支払い等についての労働者からの申出もない。

(意見) 業務委託では、下限額との乖離がある業種もあるようである。

(回答) 対象業種の一つである施設維持管理は、業務内容としては多様であり、中には専門的な知識、資格及び経験等がないとできない業務の含まれているため、下限額よりは高い賃金となっているものもある。

(意見) 建物清掃に実績がないのはなぜか。

(回答) 建物清掃については、例年4月1日から3月31日契約の案件がほとんどであるため、平成23年度は、条例施行が4月1日であったことから、4月1日契約を対象外としたため、実績がなかったものである。条例施行初年度の特殊事情によるものである。平成24年度からは契約実績は出ている。

(意見) 件数は何件くらいあるのか。

(回答) 現在までのところ23件出ている。

(意見) 先ほどの工事の質疑の中でも述べたが、業務委託も含めて条例の内容の周知が行き届いていないように感じる。市としては、このような状況をどのように考えるか。

(回答) 現状では、落札業者に対しては条例の内容を説明し、受注者としての義務を行うよう、指導しているところである。しかし、先ほどの意見にもあるように現場での周知状況に差が出ている状況もあるようなので、市としても今まで以上に周知に力を入れて行きたい。具体的には今後検討するが、チラシを作成して従事する労働者に配布する等は有効な手段であると考えている。

(意見) 条例の内容が周知・徹底されてこそ、条例の実効性も担保されるものである。

(意見) 条例が施行されて1年だが、少し長いスパンで周知を行っていくことも必要ではないかと考える。

(意見) 現場代理人の業務も非常に多くあるため、受注者まかせにするだけでなく、市側も積極的に行い、現場代理人の手助けをしてもらいたい。そうすることで条例の実効性はより担保できることにも繋がると考える。

(議長) 委員から出た意見は、今後の条例の適正な執行に活かしてもらいたい。また、最大の問題は、周知等がなされないことにより、作業報酬下限額以下の賃金しか支払われないような状況になると、工事等の品質の低下に繋がる恐れがあるので、それについては十分に留意されたい。

閉会

平成24年度第2回作業報酬審議会 摘要録

日 時 平成24年9月4日（火）午後1時00分～

場 所 砂子平沼ビル7階財政局会議室

出席者 審議会委員 5名
事務局 財政局（9名）
参考人 建設緑政局技術監理課（1名）
行財政改革室（2名）

議 題 （1） 委員の委嘱及び平成25年度作業報酬下限額の諮問について
（2） 公契約制度の運用について
（3） 平成25年度作業報酬下限額について

開会

（1） 委員の委嘱及び平成25年度作業報酬下限額の諮問について

審議会委員の交代に基づき、委嘱状を財政局長から新審議会委員に手交。

「平成25年度作業報酬下限額について」の諮問書を財政局長から審議会会長に手交

（2） 公契約制度の運用について

（事務局） 作業報酬審議会等で委員から頂いた意見について報告したい。

1点目は、「公契約周知用のポスター等を作製し、現場に掲示するようにすること」だが、ポスターの作成については検討していきたいと考えている。

2点目は、「公契約周知用のチラシ等を作成し、対象労働者へ配布すること」だが、チラシについては、他都市の事例を参考に案を作成したので、受注者に配布し、対象となる労働者に周知するよう進めて行きたいと考えている。

3点目は、「公契約対象現場を訪問し、履行状況の確認や指導をすること」だが、特定業務委託契約については、現場事務所等が設置されていない場合がほとんどであり、困難な点もあるが、特定工事請負契約については出来る限り実施して行きたいと考えている。

（意見） 独自調査を引き続き行ったが、やはり条例の周知については行き届いていないような印象が強い。

（意見） 落札者に対して条例内容の説明を行っているとのことだが、その際にポスタ

一やチラシを渡して、現場に掲示したり、労働者に配布して周知を図るように指導できないのか。

(回答) 落札者が決定した段階で公契約制度に伴う業務を当該契約に係る準備の一つとして認識してもらうことは重要なことであると考えている。特に、現場に携わる現場代理人等に直接説明することが公契約制度を周知徹底する上で有効であると考えている。

(意見) 本審議会は、作業報酬下限額を検討する場ではあるが、条例の周知についても必要なことである。条例の実効性を担保するためにも行政側で有効な施策を実施してもらいたい。

周知等について出されたものについては、意見として受け止めてもらいたい。

(3) 平成25年度作業報酬下限額について

平成25年度作業報酬下限額の審議については、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第3項の規定により、会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、作業報酬下限額の審議については非公開とする。

審議

→平成25年度作業報酬下限額については、継続審議

閉会

平成24年度第3回作業報酬審議会 摘要録

日 時 平成24年9月11日（火）午後1時00分～

場 所 砂子平沼ビル7階財政局会議室

出席者 審議会委員 5名
事務局 財政局（8名）
参考人 建設緑政局技術監理課（1名）
行財政改革室（2名）

議 題 （1） 平成25年度作業報酬下限額について
（2） その他

開会

（1） 平成25年度作業報酬下限額について

平成25年度作業報酬下限額の審議については、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第3項の規定により、会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、作業報酬下限額の審議については非公開とする。

審議

※結論（全員一致で賛成）

特定工事請負契約 平成24年度設計労務単価の90%
特定業務委託契約 907円

（2） その他

- ・「平成25年度作業報酬審議会」の日程について
（事務局） 改めて事務局から連絡。

閉会

審議会終了後、財政局長室にて答申書を授受
（答申書：審議会会長→財政局長）